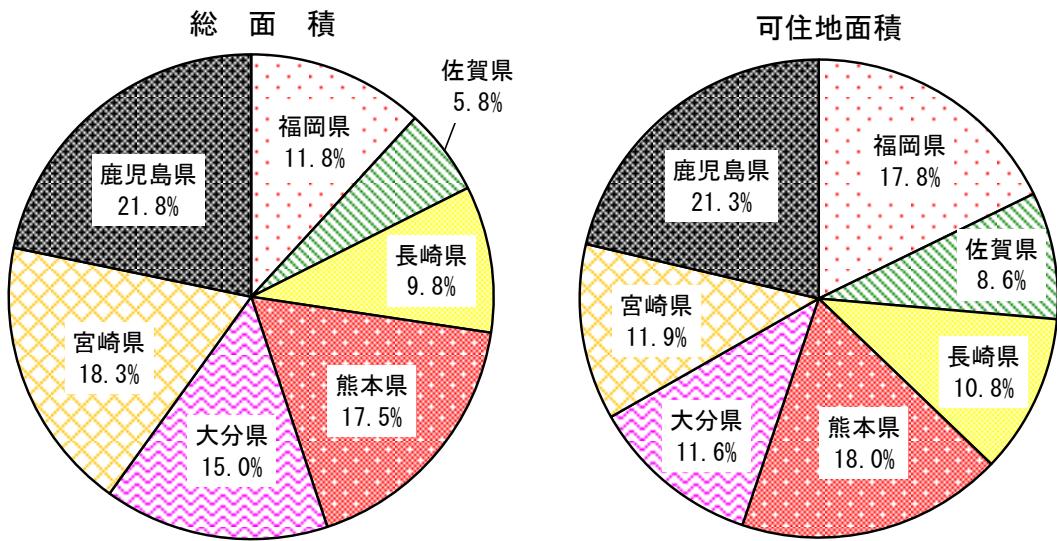


九州に占める総面積、可住地面積の割合（平成28年）



解説

【概要】

九州に占める総面積の割合では鹿児島県、宮崎県に次いで3番目、可住地面積では鹿児島県に次いで2番目である。

人口集中地区は、平成27年時点で、市は上天草市、阿蘇市を除く12市、町は大津町、菊陽町、益城町の計15市町に設定されている。

○総面積

建設省（現国土交通省）が昭和63年10月1日時点の市区町村別面積値を基礎とし、それ以降の変化を加減して得たもの。ただし、*印の都県は都県にまたがって境界未定となっている市区町村面積を推計している。なお、総面積には湖沼の面積も含むが、青森県と秋田県にまたがる十和田湖（ 61.11km^2 ）だけは含まれていない。

○可住地面積

北方地域及び竹島を除いた総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いたもの。

○宅地面積

固定資産税の課税客体とされた土地の面積の合計のうちの宅地の面積。非課税とされている土地（国・公有地、公用地、公共用地等）の面積は含まれていない。

○人口集中地区

国勢調査における基本単位区を基準として、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域

資料出所	調査期日	調査周期
*1「全国都道府県市区町村別面積調」 国土地理院	平成28年10月1日	毎年
*2「社会生活統計指標」 総務省統計局	平成28年10月1日	毎年
*3「社会生活統計指標」 総務省統計局	平成27年1月1日	毎年
*4「国勢調査」 総務省統計局	平成27年10月1日	5年